

<<<新旧対照表>>>

○多治見市教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和62年12月26日教育委員会規則第6号）の一部を改正する規則新旧対照表

部署名：教育総務課

新	旧
<p>○多治見市教育委員会事務局の組織等に関する規則 昭和62年12月26日教育委員会規則第6号</p> <p><中略></p> <p>（課の設置）</p> <p>第2条 委員会事務局に次の課を置く。</p> <p>（1）教育総務課 （2）教育推進課 （3）食育推進課</p> <p>2 前項に掲げる課に所属職員をもって構成するグループを置く。</p> <p>3 前項に規定するグループ及び次条第2項に規定するグループリーダーに関し必要な事項については、多治見市グループ制に関する規則（平成17年規則第52号）の例による。</p> <p>4 多治見市教育委員会（以下「委員会」という。）内の政策、施策事業の基本方針、予算編成、その他計画の立案、調整、進行管理等を執行するため、委員会事務局に調整担当課を置くものとする。</p> <p>5 調整担当課は、教育総務課とする。</p> <p>6 第1項に掲げる課の分掌事務は、おおむね別表のとおりとする。</p> <p><中略></p> <p>（事務処理の基本）</p> <p>第5条 委員会のすべての事務は、委員会の議決を経て処理する。ただし、委員会の権限に属する事務のうち、その処理を教育長に委任されたものについては、教育長の決裁を経て処理する。</p> <p>2 教育長は、前項の委任事項について、その内容と責任の程度に応じ、自ら決裁すべき事項を除き、これを副教育長、事務局長、教育参与、教育次長、課長、教育機関の長、事務委任により委員会が施設の管理の委任を受けた当該施設（以下この項において「施設」という。）の長又はリーダー（教育機関及び施設のリーダーを含む。）に専決処理させることができる。</p> <p>（事務処理）</p> <p>第6条 委員会の事務の処理は、軽易なものを除き、すべて文書によらなければならない。</p> <p>2 委員会の発送文書は、教育長名を用いる。ただし、事務委任により、職務権限を有する者は、</p>	<p>○多治見市教育委員会事務局の組織等に関する規則 昭和62年12月26日教育委員会規則第6号</p> <p><中略></p> <p>（課の設置）</p> <p>第2条 委員会事務局に次の課を置く。</p> <p>（1）教育総務課 （2）教育推進課</p> <p>2 前項に掲げる課に所属職員をもって構成するグループを置く。</p> <p>3 前項に規定するグループ及び次条第2項に規定するグループリーダーに関し必要な事項については、多治見市グループ制に関する規則（平成17年規則第52号）の例による。</p> <p>4 多治見市教育委員会（以下「委員会」という。）内の政策、施策事業の基本方針、予算編成、その他計画の立案、調整、進行管理等を執行するため、委員会事務局に調整担当課を置くものとする。</p> <p>5 調整担当課は、教育総務課とする。</p> <p>6 第1項に掲げる課の分掌事務は、おおむね別表のとおりとする。</p> <p><中略></p> <p>第5条 削除</p> <p>（事務処理の基本）</p> <p>第6条 委員会のすべての事務は、委員会の議決を経て処理する。ただし、委員会の権限に属する事務のうち、その処理を教育長に委任されたものについては、教育長の決裁を経て処理する。</p> <p>2 教育長は、前項の委任事項について、その内容と責任の程度に応じ、自ら決裁すべき事項を除き、これを副教育長、事務局長、教育参与、教育次長、課長、教育機関の長、事務委任により委員会が施設の管理の委任を受けた当該施設（以下この項において「施設」という。）の長及びリーダー（教育機関及び施設のリーダーを含む。）に専決処理させることができる。</p> <p>（事務処理）</p> <p>第7条 委員会の事務の処理は、軽易なものを除き、すべて文書によらなければならない。</p> <p>2 委員会の発送文書は、教育長名を用いる。ただし、事務委任により、職務権限を有する者は、</p>

新		旧	
<p>その職氏名による。 (その他の取扱い)</p> <p>第7条 委員会の事務の処理並びに職員の服務、研修、保健衛生、安全管理及び福利厚生その他の勤務条件については、この規則に定めるもののほか市長部局の例による。</p> <p>別表(第2条関係)</p>		<p>その職氏名による。 (その他の取扱い)</p> <p>第8条 委員会の事務の処理並びに職員の服務、研修、保健衛生、安全管理及び福利厚生その他の勤務条件については、この規則に定めるもののほか市長部局の例による。</p> <p>別表(第2条関係)</p>	
課	事務分掌	課	事務分掌
教育総務課	<p>(1) 委員会の会議に関すること。</p> <p>(2) 委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(3) 教育に係る総合的な計画に関すること。</p> <p>(4) 市費負担職員の人事及び給与に関すること。</p> <p>(5) 教育委員会の所管に係る予算及び決算の管理に関すること。*</p> <p>(6) 広報、儀式及び表彰に関すること。</p> <p>(7) 奨学資金に関すること。*</p> <p>(8) 教育財産(幼稚園を除く。)の管理に関すること。</p> <p>(9) 教育施設(幼稚園を除く。)の建築及び営繕工事の設計並びに施工監督に関すること。</p> <p>(10) 小中学校(以下「学校」という。)の教材備品その他の設備の整備に関すること。</p> <p>(11) 委員会の共催及び後援に関すること。</p> <p>(12) 学校施設の目的外使用に関すること。</p> <p>(13) 多治見市立学校施設の開放に関する規則(平成11年教育委員会規則第2号)に規定する学校開放に関すること。*</p>	<p>教育総務課</p> <p>(1) 委員会の会議に関すること。</p> <p>(2) 委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(3) 教育に係る総合的な計画に関すること。</p> <p>(4) 市費負担職員の人事及び給与に関すること。</p> <p>(5) 教育委員会の所管に係る予算及び決算の管理に関すること。*</p> <p>(6) 広報、儀式及び表彰に関すること。</p> <p>(7) 奨学資金に関すること。*</p> <p>(8) 教育財産(幼稚園を除く。)の管理に関すること。</p> <p>(9) 教育施設(幼稚園を除く。)の建築及び営繕工事の設計並びに施工監督に関すること。</p> <p>(10) 小中学校(以下「学校」という。)の教材備品その他の設備の整備に関すること。</p> <p>(11) 委員会の共催及び後援に関すること。</p> <p>(12) 学校施設の目的外使用に関すること。</p> <p>(13) 多治見市立学校施設の開放に関する規則(平成11年教育委員会規則第2号)に規定する学校開放に関すること。*</p> <p><u>(14) 学校給食(幼稚園給食を含む。)に係る基本的な指針に関すること。</u></p> <p><u>(15) 学校給食費に関すること。</u></p> <p><u>(16) 学校給食の供給計画に関すること。</u></p>	

新		旧	
	<p>(14) 文化財保護センターとの連絡調整に関する事。</p> <p>(15) 委員会内の政策、施策事業の基本方針、予算編成その他計画の立案、調整、進行管理等に関する事。</p> <p>(16) 法第1条の3第1項に規定する大綱の策定及び法第1条の4第1項に規定する総合教育会議の開催に関する事。*</p> <p>(17) 駅北庁舎の管理に関する事。*</p>		<p>(17) <u>学校給食運営委員会に関する事。</u></p> <p>(18) <u>共同調理場の設置及び管理に関する事。</u></p> <p>(19) <u>給食物資の調達及び献立に関する事。</u></p> <p>(20) <u>学校給食の栄養管理、調理指導及び衛生管理に関する事。</u></p> <p>(21) <u>調理員の研修に関する事。</u></p> <p>(22) <u>保護者等を対象とした栄養指導に関する事。</u></p> <p>(23) 文化財保護センターとの連絡調整に関する事。</p> <p>(24) 委員会内の政策、施策事業の基本方針、予算編成その他計画の立案、調整、進行管理等に関する事。</p> <p>(25) 法第1条の3第1項に規定する大綱の策定及び法第1条の4第1項に規定する総合教育会議の開催に関する事。*</p> <p>(26) 駅北庁舎の管理に関する事。*</p>
教育推進課	<p>(1) 学校教育に係る基本的な指針に関する事。</p> <p>(2) 学校及び幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。</p> <p>(3) 学校の組織及び運営に関する事。</p> <p>(4) 通学区域の設定及び変更に関する事。</p> <p>(5) 就学援助及び就学奨励に関する事。</p> <p>(6) 就学指導に関する事。</p> <p>(7) 英語指導助手に関する事。</p> <p>(8) 教職員の人事及びサービスに関する事。</p> <p>(9) 県費負担教職員の職員団体にに関する事。</p> <p>(10) 学校体育に係る各種行事の立案及び指導に関する事。</p> <p>(11) 教科用図書及び参考書に関する事。</p>	教育推進課	<p>(1) 学校教育に係る基本的な指針に関する事。</p> <p>(2) 学校及び幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。</p> <p>(3) 学校の組織及び運営に関する事。</p> <p>(4) 通学区域の設定及び変更に関する事。</p> <p>(5) 就学援助及び就学奨励に関する事。</p> <p>(6) 就学指導に関する事。</p> <p>(7) 英語指導助手に関する事。</p> <p>(8) 教職員の人事及びサービスに関する事。</p> <p>(9) 県費負担教職員の職員団体にに関する事。</p> <p>(10) 学校体育に係る各種行事の立案及び指導に関する事。</p> <p>(11) 教科用図書及び参考書に関する事。</p>

新		旧	
	<p>(12) 教育研究所、教育相談室及び児童等適応指導教室に関すること。</p> <p>(13) 学校保健の企画立案及び指導に関すること。</p> <p>(14) 学校の保健衛生及び安全計画に関すること。</p> <p>(15) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(16) 学校災害共済に関すること。</p> <p>(17) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(18) 青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(19) 青少年まちづくり市民会議に関すること。</p> <p>(20) 東濃西部少年センターとの連絡調整に関すること。</p> <p>(21) 放課後児童健全育成事業に関すること。*</p>		<p>(12) 教育研究所、教育相談室及び児童等適応指導教室に関すること。</p> <p>(13) 学校保健の企画立案及び指導に関すること。</p> <p>(14) 学校の保健衛生及び安全計画に関すること。</p> <p>(15) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(16) 学校災害共済に関すること。</p> <p>(17) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(18) 青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(19) 青少年まちづくり市民会議に関すること。</p> <p>(20) 東濃西部少年センターとの連絡調整に関すること。</p> <p>(21) 放課後児童健全育成事業に関すること。*</p>
食育推進課	<p><u>(1) 学校給食（幼稚園給食を含む。）に係る基本的な指針に関すること。</u></p> <p><u>(2) 食育の推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 学校給食費に関すること。</u></p> <p><u>(4) 学校給食の供給計画に関すること。</u></p> <p><u>(5) 学校給食運営委員会に関すること。</u></p> <p><u>(6) 共同調理場の設置及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(7) 給食物資の調達及び献立に関すること。</u></p> <p><u>(8) 学校給食の栄養管理、調理指導及び衛生管理に関すること。</u></p> <p><u>(9) 調理員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(10) 保護者等を対象とした栄養指導に関すること。</u></p>		
<p>注 事務分掌欄に*印のあるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2又は同法第180条の7の規定により、委任又は補助執行の対象とされている事務です。</p> <p><u>附 則</u></p>		<p>注 事務分掌欄に*印のあるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2又は同法第180条の7の規定により、委任又は補助執行の対象とされている事務です。</p>	

新	旧
<u>この規則は、令和3年8月1日から施行する。</u>	